

生活福祉委員長報告

生活福祉委員長 潮崎 憲司

生活福祉委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、「議案第21号 鳴門市手数料徴収条例の一部改正について」ほか議案5件であります。

当委員会は、2月28日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案6件についてはいずれも原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要について、ご報告申し上げます。

まず、「議案第21号 鳴門市手数料徴収条例の一部改正について」は、コンビニエンスストア証明書交付サービス事業の手数料を引き下げするため、所要の改正を行うものであります。

委員からは、郵便局で証明書の交付を受ける場合の手数料について質疑があり、理事者からは、市役所窓口での交付に係る手数料と同額である、との説明がありました。

次に、委員からは、各証明書交付方法の利用割合について質疑があり、理事者からは、令和4年度の証明書発行のうち、コンビニで発行可能な証明書の令和5年1月末時点の交付割合は、市役所窓口が74.6%、郵便局が1.1%、コンビニ・庁内キオスク端末が24.3%である、との説明がありました。

委員からは、市民全員への配慮が必要であるため、現時点で利用率の最も高い市役所窓口での交付についても市民の負担が軽減されるよう手数料を減額すべきである、との意見がありました。

また、委員からは、マイナンバーカードの普及を目指しているのなら、窓口での交付についてもマイナンバーカード保有者に対しては手数料を減額する方がよいと考える、との意見がありました。

委員会では、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決いたしました。

次に、「議案第22号 鳴門市国民健康保険条例の一部改正について」は、健康保険法施行令及び国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

委員からは、後期高齢者支援金等賦課限度額の引き上げ額の根拠について質疑があり、理事者からは、令和5年度における後期高齢者支援金等賦課限度額の超過世帯割合が国の試算で2.55%と見込まれているため、国はこれを被用者保険並みの1.5%に近づけることを目的として、後期高齢者支援金等賦課限度額を

2万円引き上げる国民健康保険法施行令の改正を行ったことから、本条例も同様の改正を行うものである、との説明がありました。

次に、委員からは、出産育児一時金の加算金について質疑があり、理事者からは、産科医療補償制度に加入している分娩機関で出産する場合に出産育児一時金に加算金を加えて支給している、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、「議案第23号 鳴門市附属機関設置条例の一部改正について」は、新たに鳴門市健康増進計画策定委員会を設置するとともに、鳴門市老人ホーム等入所判定委員会における入所措置等の円滑化を図るため、所要の改正を行うものであります。

委員からは、今回の改正により設置される鳴門市健康増進計画策定委員会で調査審議される計画は「健康なると21（第二次）」の次期計画なのか、との質疑があり、理事者からは、「健康なると21」の第三次にあたる計画について策定委員会で調査審議していただく、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、「議案第24号 鳴門市立保育所条例の一部改正について」は、鳴門市立保育所4か所について、鳴門市公立保育所再編計画に基づき統合・閉所し、令和5年4月1日より新たに公立保育所を開設することから、所要の改正を行うものであります。

委員からは、現在の公立保育所の利用人数並びに新公立保育所の利用定員数及び申込人数について質疑があり、理事者からは、現在の公立保育所の利用人数については、令和5年2月1日現在で林崎保育所28人、中央保育所20人の計48人、新公立保育所の利用定員数については、50人、申込人数については、1次選考時点で47人であり、面積基準によりこれ以上の受け入れは予定していない、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、「議案第25号 鳴門市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について」は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の関係法令等が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

委員からは、今回の改正により必要となる取り組みの進捗状況について質疑があり、理事者からは、子どもいきいき課所管の保育施設については、従前より安全計画や避難計画等は策定済みであるが、送迎バスの運行は現在のところ行

っていないため、今後、運行する場合には条例の規定に則り適切に対応していく必要があると認識している、との説明がありました。

委員からは、事故等の未然防止のため、市が各施設を支援できる体制を整備してほしい、との意見がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、「議案第26号 鳴門市うずっ子条例の制定について」は、子どもの権利を保障し、次世代を担う子どもの健やかな成長が守られる鳴門市の実現を目指すため、新たに条例を制定するものであります。

委員からは、地域の特色を表した条例名にしている自治体は他にもあるのか、との質疑があり、理事者からは、例えば、阿波市の「阿波っ子条例」や岩手県遠野市の「わらすっこ条例」など、地域の特色を表した条例名としている自治体もある、との説明がありました。

次に、委員からは、前文中に「生まれながらにして持っている健やかに成長し、幸せに生きる権利が最大限尊重されなくてはなりません。」と規定されているが、このうちの「最大限」については、ある範囲内で最も大きいことを表している言葉であるため、今後、この表現については再度検討する必要があると考える、との意見がありました。

また、委員からは、条例中に規定されている子どもの権利について、より明確に表記するため、条例を見直す際に表現の方法を再度検討してほしい、との意見がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

以上が、当委員会の審査概要であります。

ご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。